

四日市市告示第144号

四日市市中小企業働きやすい職場づくり支援事業費補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和5年 3月28日

四日市市長 森 智 広

四日市市中小企業働きやすい職場づくり支援事業費補助金交付要綱の一部を改正する要綱

四日市市中小企業働きやすい職場づくり支援事業費補助金交付要綱（平成31年四日市市告示第301号）の一部を次のように改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| <p><u>（補則）</u></p> <p><u>第15条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。</u></p> | |
| <p>附 則</p> <p>1 （略）</p> <p>（有効期限）</p> <p>2 この要綱は、第12条の規定を除き、<u>令和8年3月31日</u>限り、その効力を失う。</p> | <p>附 則</p> <p>1 （略）</p> <p>（有効期限）</p> <p>2 この要綱は、第12条の規定を除き、<u>令和5年3月31日</u>限り、その効力を失う。</p> |

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。ただし、附則第2項の改正は、令和5年3月31日から施行する。

（商工農水部商業労政課）